

喬木村猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫等の増加を防止し、当該猫に起因する被害等の防止を図り、村民の快適な生活環境の保持を図るため、補助対象者が負担した猫の不妊又は去勢手術に要した費用に対して喬木村猫の不妊去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、喬木村補助金等交付規則（昭和45年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項に規定する動物の取扱業を営む者を除く。）のいる猫で、村内で飼養されるものをいう。
- (2) 野良猫 飼い主のいない猫で、主に喬木村の区域で生息するものをいう。
- (3) 補助対象者 喬木村内に住所を有する個人若しくは団体又は喬木村内で活動する団体
- (4) 手術 猫に対して行う不妊手術又は去勢手術をいう。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、飼い猫又は野良猫1頭につき、別表のとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、本補助金と類似した他の補助金の交付を受けた場合は、手術費用から他の補助金を控除した額により補助金額を決定する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請兼実績報告)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、喬木村猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要な事項を記載し、確認の上、当該申請書及び次に掲げる書類を、手術の完了した日の属する年度の末日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 手術に係る費用が分かる領収書の原本
- (2) 団体による申請の場合は、当該団体の組織、活動等が分かる書類
- (3) 耳カット等施術を行ったことが分かる写真（手術を受けた猫が野良猫の場合のみ）

(4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第5条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは交付すべき補助金額を確定し、当該申請をした補助対象者に補助金を交付するものとする。

(手術を受けさせる際の留意事項)

第6条 野良猫に手術を受けさせる際には、耳カット(手術を受けさせた旨の目印として、雄は右の、雌は左の耳の先端をアルファベットのブイの字の形に小さく切り欠く施術をいう。以下様式において同じ。)等手術済みであることが分かる施術を同時に受けさせるものとする。

(補助金を受けた者の責務)

第7条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに定める事項に努めなければならないものとする。

(1) 飼い猫

ア 屋内での飼養に努めること。

イ 屋外飼養の際には次の事項

(ア) 餌を与える時間を決めて与え、当該猫以外のものが餌を食べないように留意すること。

(イ) 他者の迷惑にならない決まった場所で排泄をさせること。

(2) 野良猫

ア 餌を与える場合には前号イ(ア)の事項

イ 前号イ(イ)に可能な範囲で取り組むこと。

(補助金の請求)

第8条 交付決定を受けた者が補助金の支払の請求をしようとするときは、喬木村猫の不妊去勢手術費補助金請求書(様式第2号)を村長に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 村長は、交付決定を受けた者が規則第15条の規定に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則第15条各項のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

(4) 補助金の交付を不適當を認めるとき。

2 村長は、前項の規定により決定を取り消したときは、当該取消しを受けた者に対し、書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 村長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときはその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により既に交付された補助金の返還を命じられた者は、村長にこれを返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象、補助金額

補助対象	補助金額
不妊手術又は去勢手術	手術費用の30% 上限5千円